

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

- ①長与町:長与町のハザードマップによると、町の主要河川である長与川(延長8km)が町の中心部を南から北へ流れており、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による内水氾濫により、地域商業地区の33%を超える範囲で0.3m以上の浸水被害が予想されるため、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。
- ②時津町:時津町のハザードマップによると、時津町は閉鎖性海域である大村湾に面しており、湾内の時津港周辺等では広く埋立が行われ、多くの工業、商業施設が立地する。また、町内の河川はいずれも規模は小さいが住宅地の中心を山から海へ向かって流れており、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による内水氾濫により、地域商業地区の10%を超える範囲で0.5m以上の浸水被害が予想される。なお、当会本所・時津支所においても時津港に隣接する町の中心地に立地していることから、1m以上の洪水による浸水被害が予想されるため、洪水による浸水、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。

(土砂災害:ハザードマップ)

- ①長与町:長与町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域合わせて635箇所(急傾斜地の崩壊596箇所、土石流39箇所)が指定されており、指定外の区域でも地震ほか大雨(または豪雨)時に被害をおよぼすものと思われる危険区域があるため、十分な警戒が必要である。長与町のハザードマップによると、高田地区では、地滑り等、土砂災害の警戒レベルが高いエリアとなっている。
- ②時津町:時津町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域合わせて737箇所(急傾斜地の崩壊690箇所、土石流47箇所)が指定されており、指定外の区域でも地震ほか大雨(または豪雨)時に被害を及ぼすものと思われる危険区域があるため、十分な警戒が必要である。

(地震:J-SHIS)

- ①長与町:地震ハザードステーションの防災地図によると、長与町は雲仙断層群南西部北部活断層から約15kmに位置し、地震時の表層地盤の揺れやすさは中程度の地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率は11.6%であると言われている。
- ②時津町:地震ハザードステーションの防災地図によると、時津町は雲仙断層群南西部北部活断層から約17kmに位置し、地震時の表層地盤の揺れやすさは中程度の地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率は13.9%であると言われている。

(火災)

長与町:町中心部周辺には2箇所の住宅団地があり、多くの住宅が密集しているうえ、丘の上の住宅地は水利の便が悪いため延焼火災になりやすく、大規模な被害が予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきた。インフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しており、令和2年度は新型コロナウイルスが感染拡大し、現在も世界的に大きな影響を及ぼしている。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大き

な健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザや新型コロナウイルスと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因や宿主側の要因、社会環境など多くの要因に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々なケースが考えられ、その発生の時期も含め、事前にこれらを予測することは不可能である。

平成25年6月に策定された政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定が示されており、長与町、時津町においても新型インフルエンザ等の流行に対する事前対策を備えておく必要がある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 2,050社(内訳:長与町788社、時津町1,262社)(令和2年4月1日現在)

・小規模業者数 1,636社(内訳:長与町679社、時津町957社)

上記数値は平成28年経済センサス(基礎調査)を当会が集計した数値となっている。

【長与町】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	140	128	町内に広く分散している
	製造業	60	51	線路沿いに多い
	卸売業	25	22	町内に広く分散している
	小売業	178	146	町内の中心地に集中している
	飲食・宿泊業	81	73	町内に広く分散している
	サービス業	216	183	町内に広く分散している
	その他	88	76	
	合計	788	679	

【時津町】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	200	172	町内に広く分散している
	製造業	101	79	町内3箇所の工業団地に集積
	卸売業	68	40	町内に広く分散している
	小売業	328	217	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	160	112	道路沿いに多い
	サービス業	275	232	町内に広く分散している
	その他	130	105	
	合計	1,262	957	

(3) これまでの取り組み

1) 長与町の取組

① 防災計画等の策定

- ・長与町業務継続計画(令和元年10月策定)
- ・長与町地域防災計画(令和2年6月策定)

- ・長与町水防計画(令和2年6月策定)

②防災訓練等の実施

- ・自主防災訓練(令和元年度 28回)
- ・自主防災リーダー研修会(平成30年度参加)

③防災備品の備蓄

- ・長与町内避難所に防災備品を備蓄(町内27箇所)

2)時津町の取組

①防災計画等の策定

- ・時津町業務継続計画(平成28年8月策定)
- ・時津町地域防災計画(令和2年7月策定)
- ・時津町水防計画(令和2年7月策定)

②防災訓練等の実施

- ・総合防災訓練(平成29年度)
- ・自主防災訓練(令和元年度 4回)
- ・自主防災リーダー研修会

③防災備品の備蓄

- ・時津町内避難所に防災備品を備蓄(町内16箇所)

3)当会の取組

- ・西そのぎ商工会自身の危機管理マニュアルの作成(平成25年)
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品の備蓄
- ・自主防災訓練の実施

II 課題

現状では、西そのぎ商工会の危機管理マニュアルは作成されているが、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、防災・減災に関する取組についても実施ができていない。

また、作成した危機管理マニュアル等は人事異動等に合わせて更新を行っているが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員や、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

西そのぎ商工会管内は、洪水による浸水リスクや土砂災害危険リスクが低い地域であるものの、全国的には近年大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、地震災害等の発生や、新型コロナウイルスの感染拡大により各地で多大な影響を受けている。

一方で小規模事業者は、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、事業者BCPを策定していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではない。

このような中で事業者が緊急事態に遭遇すると操業率等が大きく落ち込む他、何も備えをしていない事業者では、事業が復旧できずに廃業に追い込まれる恐れがある。

そこで、長与町および時津町の地域防災計画を踏まえながら、西そのぎ商工会と長与・時津町は、両町の業務継続計画の整合性を図りながら、復旧・復興に迅速に対応できる体制を整える必要がある。

もって、事前事後の対策により管内の小規模事業者の災害発生時における大きな不安を解消し、地域経済への影響を最小限に食い止めることを目標とし、事業継続力強化のため以下の取組を行う。

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事業者BCP策定のためのセミナーを年1回開催し、策定率を向上させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、西そのぎ商工会、長与町、時津町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

西そのぎ商工会、長与町、時津町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当会では、多発する自然災害や事故・病気等、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者の事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 西そのぎ商工会自身の事業継続計画の作成

- ・西そのぎ商工会は平成25年度に事業継続計画に位置づけている危機管理マニュアルを作成済みであり、毎年4月に内容の検証を実施する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・(仮称)長与町・時津町事業継続力強化支援協議会(構成員:西そのぎ商工会、長与町、時津町等)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 該当計画に関わる訓練の実施

- ・自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、長与町、時津町との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発生後3時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を西そのぎ商工会、長与町、時津町で共有する。)

感染症の流行の場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき政府対策本部が行う「緊急事態宣言」が出た時点や、長与町、時津町に対策本部が設置された段階をスタートとし、地域や職場における感染対策を最優先に行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・西そのぎ商工会、長与町、時津町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。

- ・西そのぎ商工会職員等全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、西そのぎ商工会、長与町、時津町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回連絡する
1週間～2週間	1日に2回連絡する
2週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

- ・感染症の流行の場合は、長与町、時津町において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を潤滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、長与町、時津町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・西そのぎ商工会、長与町、時津町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・西そのぎ商工会、長与町、時津町が共有した情報を、当会は長崎県商工会連合会へ、両町は長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、長崎県へ報告する。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、長与町、時津町と相談する。（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 西そのぎ商工会

西そのぎ商工会 経営支援課

〒851-2105 長崎県西彼杵郡時津町浦郷428-14

TEL: 095-882-2240 / FAX: 095-882-0521

E-mail: nishisonogi@shokokai-nagasaki.or.jp

② 長与町

長与町役場 産業振興課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1

TEL: 095-883-1111 / FAX: 095-883-3337

E-mail: sanshin@nagayo.jp

③ 時津町

時津町役場 産業振興課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1

TEL: 095-882-3801 / FAX: 095-882-5648

E-mail: sanshin.next@town.togitsu.nagasaki.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	600
・専門家派遣費	150	150	150	150	200
・協議会運営費	50	50	50	50	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	150
・パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等